

生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業の実施について

【概要】

生活困窮者自立支援法に基づき、2015年度から行ってきた「自立相談支援事業」「住居確保給付金」（いずれも必須事業）に加え、2017年4月から「家計相談支援事業」（任意事業）を実施します。

家計管理が苦手な方へ、相談員と一緒に家計を把握し、課題を見つけ、家計の改善に結びつける支援を行います。相談者が自ら家計を管理する力（家計管理能力）を身につけ、安定した生活を定着させることを目指します。

【対象】

町田市在住の方で、生活に困窮している方（生活保護の受給世帯は除く）。

【実施場所・時間】

市庁舎1階の110窓口（生活・就労相談窓口）において、2017年4月3日（月）から実施します。

窓口の開設時間は、月曜日から金曜日まで（年末年始、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までです。

【相談の方法】

直接、窓口においていただき（予約不要）、家計の収入、支出に関する資料（給与明細、買い物レシート、医療費の領収書など）により相談員（嘱託員）がご相談に対応します。相談回数の制限はありません。

【予算】

国庫補助金が事業費（報酬、旅費など）の2分の1となっています。

【都内自治体の実施状況】

2016年度では区部14自治体、市部4自治体（八王子市、国立市、東大和市、あきる野市）が家計相談支援事業を実施しています。実施形態は、直営3自治体、委託15自治体となっています。